

岩出市企業版ふるさと納税実施要綱

令和3年8月20日

告示第207号

改正 令和5年4月11日告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、岩出市企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 市長は、寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金を受領するとともに、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により、当該寄附の額及びその受領年月日を証する書面として受領証（様式第2号）を交付するものとする。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、市長は事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるほか、市長が特に必要と認めるとき。

(寄附金台帳の作成)

第5条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、岩出市企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第4号）を作成しなければならない。

（公表）

第6条 市長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、市の広報紙又は市ウェブサイトに掲載する方法により公表するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月20日から施行する。

附 則（令和5年4月11日告示第131号）

この告示は、令和5年4月11日から施行する。